

甲 第 9 2 号 議 案

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り，同項第3号中「前2号」を「前号」に改め，同号を同項第2号とし，同条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成24年7月9日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に作成された改正前の第2条第2項第2号の文書は，当該文書が作成された日から起算して6月を経過する日までの間は，第2条第2項第1号に規定する書面とみなす。

提案理由

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 3 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市立オリエント美術館条例（昭和53年市条例第46号）の項の次に次のように加える。

岡山市軽費老人ホーム条例（昭和54年市条例第33号）

別表岡山市デジタルミュージアム条例（平成17年市条例第42号）の項を次のように改める。

岡山シティミュージアム条例（平成17年市条例第42号）

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表に岡山市軽費老人ホーム条例（昭和54年市条例第33号）の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市デジタルミュージアム条例の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるとともに、岡山市軽費老人ホーム条例を適用の対象に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）の施行の日から施行する。

提案理由

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 5 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「勤勉手当」の次に「, 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第14条の7を第14条の8とし, 第14条の6の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第14条の7 災害派遣手当は, 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する職員が, 住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に, 当該職員に対して支給する。

2 災害派遣手当の日額は, 本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ, 次の表に掲げる額とする。

利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3, 970円	6, 620円

30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項中「及び定時制通信教育手当」を「、定時制通信教育手当及び災害派遣手当」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第12条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「奨励手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第14条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))に

において準用する場合を含む。)に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。

(岡山市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 岡山市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成12年市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第18条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成13年市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第18条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害派遣手当を新設するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 6 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の次に「（第7条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第13条を除く。）」を加える。

第26条の2第1項ただし書中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第9条の3第2項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第3項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第24条の次に次の1条を加える。

第24条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及

び数量並びにその用途

- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園，図書館又は博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育，図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園，図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては，第1号から前号までに掲げるもののほか，当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第25条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第25条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が，当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には，附則第20条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と，「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と，附則第20条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と，附則第20条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と，附則第21条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3又は附則第21条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第26条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項の改正規定 平成25年1月1日

(2) 第26条の2第1項の改正規定及び附則第3項の規定 平成26年1月1日

（岡山市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

- 2 改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の岡山市市税条例第4条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

- 3 新条例第26条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、市民税の申告手続の簡素化、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に伴う規定の整備その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 7 号 議 案

岡山市文学賞条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市文学賞条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市文学賞条例の一部を改正する条例

岡山市文学賞条例（昭和59年市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 表彰は、原則として毎年行う。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

表彰の方法を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 8 号 議 案

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあいセンター条例（平成5年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4第4項の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空床となっている西ふれあいセンターの軽食・喫茶スペースを別の用途に使用するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 9 号 議 案

岡山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
岡山市障害者施策推進協議会条例（平成20年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第36条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 100 号 議 案

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成24年 6 月 11 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例の一部を改正
する条例

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例（昭和62年市条例第1
1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「，第5条の4第6項及び第5条の4の
2第5項」に改め，同表備考第2項第1号を次のように改める。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号から第3号までに規定する寄附金に限
る（第2号及び第3号については，地方税法第314条の7第1項第2号に規定する
寄附金に限る。）），第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
別表備考第2項第2号中「第41条の3の2」の次に「第1項，第2項，」を加え，同
表備考第4項を次のように改める。

4 同一世帯において保育所，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す
る幼稚園，同法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部，就学前の子どもに関
する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第
7条第1項に規定する認定こども園，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6
条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達
支援を利用し，又は同法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に

入所している就学前の児童が同時に2人以上いる場合において、それらの児童のうち、年齢の高い順から数えて2番目以降の児童が保育所に入所しているときは、当該児童に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第2番目の児童に係る保育料 この表の額の2分の1

(2) 第3番目以降の児童に係る保育料 無料

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表備考第1項及び第2項の規定は、平成24年8月1日以後に入所する者から適用し、同日前に入所した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表備考第4項の規定は、平成24年4月1日以後に入所する者から適用し、同日前に入所した者については、なお従前の例による。

提案理由

保育所運営費国庫負担制度の改正に伴い、保育料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 101 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年 6 月 11 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項第1号，第32条の3第2項第2号及び第32条の3の2第3号中「ためます」を「貯留設備」に改める。

附則を附則第1項とし，同項に見出しとして「（施行期日）」を付し，附則の次に次の4項を加える。

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第5項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により，新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所となるもの（以下「新規対象」という。）のうち，第32条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置，構造及び設備に係る技術上の基準については，同号の規定は，当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り，適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は，その設置される条件及び使用される状況に照らして，十分な強度を有し，かつ，漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が，平成24年7月1日において現に貯蔵し，又は取り扱っている危険物の数量を当

該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

3 新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2（第3号を除く。）又は第32条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

（指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

5 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未滿の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第32条の2から第32条の3の2までの改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。